

第 867 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 8 年 3 月 19 日開催

紫 波 町 農 業 委 員 会

第 867 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 867 回紫波町農業委員会総会は、令和 8 年 3 月 19 日、紫波町役場に招集された。

- 1 開催日時 令和 8 年 3 月 19 日(木) 午後 1 時 30 分から 午後時分
- 2 開催場所 紫波町役場 201 会議室
- 3 議事日程
 - 日程第 1 議事録署名委員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について
 - 日程第 4 議案第 1 号 農用法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について
 - 日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について（議事参与）
 - 日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について
 - 日程第 7 議案第 4 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 日程第 8 議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 9 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 10 議案第 7 号 紫波町農地台帳閲覧及び交付事務取扱要綱の一部改正について
- 4 出席委員 （12 名）

1 番 蒲生庄平 君	3 番 大沼仁志 君	4 番 鈴木芳勝 君
5 番 山田 譲 君	6 番 佐藤武士 君	8 番 高橋伸夫 君
9 番 横沢一則 君	10 番 佐藤廣志 君	11 番 工藤姫子 君
12 番 岡市充司 君		
- 5 欠席委員 な し
- 6 遅刻委員 な し
- 7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長	高田 浩一 君
主任	藤根あけみ 君
主任	横沢三重子 君

○事務局長（高田浩一君）

ただ今から、第 867 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

皆様ご苦労様です。今年の冬は雪が多かったということで、また非常に寒い日が続いま

したけれども、ここに来て雪が溶けましてだいぶ春めいてきたかなと思います。まもなく農作業が本格化して参りますが、農業機械を使用する場合には余裕を持った作業をしていただきたいと思います。

先月の27日から始まりました紫波町議会の3月会議は今月の27日まで1カ月間の開催ということで、また岩手県農業会議の定期総会も16日に開催されております。このように3月は色々な会議が開催されていますが、委員の皆様方の地区の会議等への出席が多くなる時期だと思います。

令和7年度の総会も今回で最後になります。皆様も新聞でご承知のとおり一関での白い農地の問題は考えさせられるところがありました。もともと農地は自分の所有であっても勝手に農地以外にしてはいけないことになっております。皆さんの周りで気になる農地がありましたら事務局に報告、相談することを徹底していただきたいと思います。

今年は、委員の改選が7月にあり、4月は募集期間です。皆様には引き続きお願いしたいと思いますが、もしどうしても難しい場合は、女性委員の推薦もご検討お願いいたします。

それでは本日の総会審議よろしくをお願いいたします。

○事務局長（高田浩一君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長の任に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長にお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は各項目についてご唱和をお願いします。
（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

高田事務局長。

○事務局長（高田浩一君）

業務報告をいたします。議案1ページをお開きください。
（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。
これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において9番 横沢一則委員、10番 佐藤廣志委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第2条第1項の規定により、専決処分した件数が13件ありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第1号 農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出について
事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案2ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約の通知が2件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

続きまして3ページをご覧ください。報告第2号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出が11件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

（議案書朗読）

以上です。

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案5ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定についてご説明し

ます。

お手元に配布した農地法関係調査資料 1 ページからを併せてご覧ください。

(議案書朗読)

この案件につきましては、3 月 16 日に開催された農地調整小委員会においてご審議いただいております。許可申請に対する許否の決定について、本会のご審議、よろしくをお願いします。

○議長(岡市充司君)

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議していますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10 番委員。

○10 番(佐藤廣志君)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許否の決定について、農地調整小委員会での審議経過を報告します。

付議番号 1 番と 2 番の当該農地は、組田であり、それぞれの譲渡人が耕作できないため、長年譲受人が耕作をしていた農地であります。譲受人の経営作目は水稻と果樹であり、水稻にかかる大農機具の作業は生産組合に委託しており、譲受人自身も組合のオペレーターとして作業を請け負っている農業者であることから、問題がないと思われます。

農地調整小委員会では、この案件は地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議案件です。

○議長(岡市充司君)

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許否の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長(岡市充司君)

日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画(中間管理権設定)作成の要請について、を議題といたします。本案につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与の制限に 7 番 ■■■委員が該当していますので、本案の審議が終了するまで退席願います。

(■■■委員 退席)

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 6 ページになります。議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について、をご説明いたします。

（議案書朗読）

以上の案件につきましては、3 月 16 日の農地調整小委員会でご審議いただき、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定された要件を満たしていることをご判断いただいております。決定の上は 5 月 6 日公告予定です。よろしく願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10 番委員。

○10 番（佐藤廣志君）

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について（議事参与）の、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

本案は、■■■委員が農地中間管理事業の農地を借受け、賃貸借権の設定を受ける審議です。

付議番号 1 番から 5 番は、すべて更新案件であり、今まで■■委員が耕作管理をしていた農地であります。■■委員は農機具一式を所有し、地域の中心となる経営体であり、今後も良好な耕作管理が期待されるため、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について（議事参与）は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 2 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

■■委員の復席を求めます。

（■■委員 復席）

○議長（岡市充司君）

日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 7 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について、をご説明いたします。

（議案書朗読）

この案件につきましては、3 月 16 日の農地調整小委員会でご審議いただき、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定された要件を満たしていることをご判断いただいております。決定の上は 5 月 6 日公告予定です。よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10 番委員。

○10 番（佐藤廣志君）

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号 1 番は、貸渡人が耕作できなくなったため、周辺農地を耕作している借受人に耕作を依頼するものです。貸渡人が所有する矢巾町の農地も同時に貸借契約をする予定であり、出作を含めた周辺エリアの集積をするものです。借受人は地域の中心となる認定農業者であり、規模拡大の余力があるため、適正な管理がされるものと思われれます。

付議番号 2 番は、所有する農地の組田を解消し、経営の効率化を図るものであり、借受人は農機具一式を所有し、乾燥以外の農作業は自分で行うため問題がないと思われれます。

付議番号 3 番と 4 番は、所有する農地の組田の解消及び集約により、経営の効率化や地元生産組合が行う小麦作付のブロックローテーションの円滑化を図るものです。付議番号 3 番の借受人は農機具を所有しておりますが、一部の作業は地元の生産組合に委託し、その他の耕作管理は適正にされるものと思われれます。付議番号 4 番の借受人は、地域の中心となる認定農業者であり、問題がないと思われれます。

付議番号 5 番は、貸渡人が高齢で耕作できなくなったため、地域の認定農業者に集積するものです。借受人は農機具一式を所有する認定農業者であるため問題がないと思われれます。

付議番号 6 番は、小作契約をしていた前の借受人が規模縮小をしたいという意向で、耕作農地を返納したため、耕作者を変更するものです。借受人は、兼業農家ですが、近隣農地も適正に管理をしており、生産組合にも所属していることから、問題がないものと判断いたしました。

続いて、付議番号 7 番から 68 番までは更新案件であり、農業経営基盤強化促進法の相対契約から更新する契約も含めた更新であり、これまで同様、良好な耕作管理が期待できるものです。

付議番号1番から68番までの案件は、地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第7 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根主任。

○主任（藤根あけみ君）

議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてご説明します。議案は18ページをご覧ください。別添調査資料は5ページでございます。申請件数は1件です。

（議案書朗読）

本案件につきましては、3月16日に現地調査を実施しております。当該証明書の可否の決定につきまして、本会のご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果を報告願います。

1番委員。

○1番（蒲生庄平君）

議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてですが、3月16日に細川高幹推進委員、松田公夫推進委員、事務局長と私の4人で現地調査をしてきましたので報告いたします。

本件は、宅地の売買に際しあらためて測量したところ、宅地の一部が隣接する畑にはみ出していたものです。現況に則した適正化を図ろうとするものであり、周辺農地への影響はないと見てまいりました。

以上になります。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定については、原案のとおり決
するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第8 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定につ
いて、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根主任。

○主任（藤根あけみ君）

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明い
たします。議案19ページをご覧ください。また、別添調査資料は6ページからとな
ります。申請件数は1件です。

（議案書朗読）

以上の案件につきまして3月16日に現地調査を実施しております。申請に対する
本会意見の決定につきましてよろしくご審議をお願いします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実
施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

1番委員。

○1番（蒲生庄平君）

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてです
が、3月16日に現地調査をしてきましたので報告いたします。調査員は、前議案と同
様です。

現地は、周辺に住宅地があり、近隣農地への影響もないと見てまいりました。

以上になります。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 5 号 農地法第 4 条による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 5 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長(岡市充司君)

日程第 9 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根主任。

○主任(藤根あけみ君)

議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明いたします。議案 20 ページをご覧ください。また、別添調査資料は 9 ページからとなります。申請件数は使用貸借が 1 件です。

(議案書朗読)

以上の案件につきまして 3 月 16 日に現地調査を実施しております。各案件とも調査書に記載のとおり農地転用に必要な要件は満たしていると思われませんが、申請に対する本会意見の決定につきましてよろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岡市充司君)

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

1 番委員。

○1 番(蒲生庄平君)

議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定についてですが、3 月 16 日に現地調査をしてきましたので報告いたします。調査員は、前議案と同様です。

本件は、両親の自宅の隣に農家住宅を建設しようとするものです。周辺農地への影響はなく、残った農地は現状から見て適正に管理されると思われれます。

以上になります。

○議長(岡市充司君)

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

議案第 6 号 農地法第 5 条による許可申請に対する意見の決定について、原案のとおり許可相当と決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 6 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 10 議案第 7 号 紫波町農地台帳閲覧及び交付事務取扱要綱の一部改正について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高田事務局長。

○局長（高田浩一君）

議案 21 ページをご覧ください。

議案第 7 号 紫波町農地台帳閲覧及び交付事務取扱要綱の一部改正についてご説明いたします。

（議案書朗読）

以上でございます。

○議長（岡市充司君）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり。）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 7 号 紫波町農地台帳閲覧及び交付事務取扱要綱の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第 867 回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 21 分 閉 会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員